

第九回 参議院地方行政委員会會議録第十一号

昭和二十五年十二月六日(水曜日)午後
零時三十分開会

本日の會議に付した事件

○地方財政の緊急対策に関する決議案
に関する件

○地方公共団体の議員及び長の選挙期
日等の臨時特例に関する法律案(内
閣送付)

○全国選挙管理委員会法の一部を改正
する法律案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方
行政委員会を開会いたします。

昨日委員会におきまして地方財政の
緊急対策に関する決議案をこの委員会
に所属する委員の、できれば全員の発
議によつて本會議に上程をするような
運びにしたいという皆様の御希望が出
ましたので、そういう方向に向つて努
力することに申合せまして今日に至つ
たのでありますが、それにつきまして
各会派の御意向を伺いたいと存じま
す。

緑風会におきましては、今日議員總
会で、この決議案を賛議することに、
地方行政委員となつておる三人が発議
に加わるといふことは満場一致で異議
ないといふことになりました。

○石村幸作君 自由党でも午前中に議
員總會を開きまして、共同提案するこ
とに全面的に賛成することになりました。
た。

○竹中七郎君 民主党も同様でござい
ます。

○小笠原二三男君 社会党も異議あり
ます。

ません。
○委員長(岡本愛祐君) 石川君も先ほ
ど異議がないといふことでございまし
た。

それでは決議の案文でございます
が、これは皆さんにお直し……草案と
いたしまして書いて見ましたから、御
意見をお聞かせ願いたいと思ひます。

○西郷吉之助君 緑風会といたしまし
ては、今各人に配られておりますこの
決議案の案文でよろうと思ひます。

○小笠原二三男君 内容としては、大
体社会党もこれで持つて帰つて異議が
ないかと思ひますが、前後の書出しで
すが、私たちは地方財政委員会ではな
いので、要請書を、意見書を受取つた
ほうの側に立つておるのであります。

従つて地方財政委員会委員長が増加交
付方を要請したといふ表現の用い方は
ちよつとおかしい、その要請を、国会
に要望して来たといふような事実を明
らかにすれば、前文はいいと考へられ
るので、御考慮願つたら……。

○委員長(岡本愛祐君) 御尤もでござ
います。意見書を国会に提出し、とそ
こにかかるといふわけでありませうか。

○西郷吉之助君 ちよつと委員長、今
の小笠原さんの考へ方で行きますと
ば、地方行政委員会は、それからこの
文に入つて、地方財政委員会委員長よ
りこれ／＼の増加交付方を要請せられ
たといふふうにするにはいいのですね。
をとめて下さい。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと速記
をとめて下さい。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め
て。それではこの草案につきまして、
小笠原君からの御注意によりまして、
四行目の「増加交付方を要請した。」を
「要望して来た。」と改めることにいた
します。それで御異議ございません
か。

○委員長(岡本愛祐君) それではこの
決議案の案文は御承認することに承知
いたしました。御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) それではさ
うにお願いいたします。なおこの決議
案は、地方行政委員会に來ておられる
委員のかた全員にお願いするのでござ
います。本會議における趣旨説明を
誰にいたしますか、おきめ願ひたいと
思ひます。

○小笠原二三男君 これは今までの地
方財政に關して検討を加えて来た本委
員会の決定の立場を主張するといふ意
味合い、並びに先ほどの一般施政方針
の演説等においてこの点について御質
問もなされたといふ立場、或いは全会
一致でこれを決議したといふことの参
議院の特殊な性格の上からいつて、

是非々々の立場である緑風会に屬する
委員長は、どういふ場面からいつても
適當ではないかと思ひますので、私は
岡本委員長が趣旨弁明に立つことを提
案いたします。

○委員長(岡本愛祐君) 小笠原君から
委員長が趣旨弁明に當つたらよろう
という御動議がございましたが、御異
議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) それではさ
うに御決定願ひます。

○委員長(岡本愛祐君) それではさ
うに御決定願ひます。

議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) それではさ
うに御決定願ひます。

○委員長(岡本愛祐君) それではさ
うに御決定願ひます。

午後三時三十分開会
○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引続
き委員会を再開いたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公共
団体の議員の問題でございまし
て、これは昭和二十二年の四月の三十
日に選挙を行いましたので、その任期
が満了いたしますのは、選挙の日の前
日に當る日である昭和二十六年の四
月の二十九日であります。その二十九
日までの間に任期が満了することが予
定されておる地方公共団体において行
う議員の任期満了による一般選挙の期
日は、公職選挙法の任期満了による一
般選挙の期日に関する規定と申します
と、四月三十日から遡りまして三十日
前に選挙の告示をしなければならんとい
うのが三十三條の規定でございませ
んか、これによりまして、任期が満了する
のが四月二十九日でございますから、二
十八日から遡つて三十日、即ち三月三

十一日から四月二十八日までの間に選
挙が行なわれるのが建前になるわけで
ございませうが、そういうふうによらば
らにいたしますことは適當でござい
ませうので、四月二十九日に行うとい
うことにしたのであります。四月二十
九日に行うことにいたしました理由を
遡つて申し上げますと、要するに地方
公共団体の議員の選挙と地方公
共団体の長の選挙と、二つの種類に分
けてまして行うことにいたします建前
は、実は前回の建前と同じでございま
して、そういう建前にいたしておるの
でございませうが、ただ今回の選挙にお
きましては、その両者いづれを先にや
るかといふことに關しましては、いろ
いろ論があるところでございませう
が、私もといたしましては、昭和二十
一年に出たおりましたポツダム勅令
によりまして終戦前から、即ち二十年
の九月一日前から二十一年九月二日
までに市町村長として在職いたしました
者は市町村長に立候補することを一任
期間禁止する、こういうことにより
ておりますので、そういうふうな人
たちがこの次の任期の選挙には出られ
るようになさなければならんと存じ
ます。そういふふうにならなければ
ならないと、長選挙の期日を第二條に
ございませうと、四月の四日にいた
しますといふと、そういうことが不可
能になります。結局四月四日までには
立候補できませんので、そういう人た
ちのことを考へますと、これはどう
しても長の選挙はあとに持つて行かな

ければならんことになつてしまふのであります。併し一般原則といたしましては、できるだけ選挙期日は動かさないうかが望ましいと考へまして、議員の選挙の日のほうには、この第一條にございまして、特に一日ズラしておきますが、特に動かさなうので長りのほうをうしろへ持つて行く、こういうことになつたのであります。そういうような考えで議員のほうの選挙の日を四月二十九日にいたしましたわけでありす。

それから第二項のほうは、議会のいわゆる補欠選挙又は再選挙をどうするかという問題でございまして、これは特に議員の数が議会の開会の定足数の過半数に達しないというのでは困りますので、そういう場合には議会が議決機関として成り立たなくなりすから、そういう場合には選挙を行つて、それ以外の場合においては原則としてこれを行なう、こういうことになつたのであります。

○西郷吉之助君 今次長からいろいろ説明がありましたが、その法案について理由で、今の説明には全然なかつたように思ふが、予算編成の時期に行ふことは適當でないから、今何か追放解除の問題ですか、そんなようなことが主たる原因のように思ふますが、その点はどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは全体として問題を申し上げませんと、どうも部分的になりますので、非常に御説明申し上げて、今の説明は十分であつたと存じますが、要するに選挙の期日を動かさなうことは、原則として私も適當でないと思つておるのであります。ただ予算の編成並びに審議の

時期が丁度来年の二月、三月の候にかゝるわけにございまして、予算は年度開始前にこれを議したさなければならぬので、丁度二月、三月の候にそれが来るわけにございまして、その候が、まさに予算の編成をいたしまする知事、市町村長の選挙が原則通りに行われまうとすると、その選挙のまさに最中でございまして、議員のほうにいたしまして、一番早く選挙が行われるということになりまうと、三月の終りには議員の選挙が法律上い得る現行法の建前でございまして、それから遡つて更に三十日の、要するに三月中というものはやはりこれも丁度選挙の真ん中になるわけにございまして、その最中が丁度予算編成の時期にございまして、この二つが一緒になりまうとすると、どうしてもこれは落着いて編成もできないし、落着いて審議もできない。そういうことでは困りますので、そこで予算編成並びに審議の時期を避けたところに選挙の日取りを選ばうにしよう、こういうふうに考えたわけにございまして。その場合に選挙の日取りを繰上げてやるやり方と繰下げてやるやり方と二通りあるわけにございまして。繰上げてやるわけにございまして、繰上げてやるわけにございまして、任期を仮に短縮いたしましたけれども選挙の日取りだけを繰上げてやる、仮に一月にこれをやりまうと、一月から新しい知事なり市町村長なり議員になるべき新任の者が出て来まして、もうわけにございまして、ところが同時に古い知事、市町村長が任期までいる、こういうことになりまして、両方の執行機関、議決機関が新旧揃つてゐるということになります。

で、これは地方政治が非常に混乱をいたしますし、又結果としてそのようなことになりまうと、人によつてはみずから任期を放棄して途中でやめるといふようなことになりまして、これはどうも任期を保障した趣旨からも適當でないといふふうな考へまして、繰上げることとはどうも適當でない。そうなることは結局繰下げるより途がないわけでありまして、要するに選挙運動期間と予算編成審議の期間がぶつからないようにする意図の下に、選挙の期日を繰下げることにしてある。その場合もできるだけこれを動かさないという原則をとりまして、議員のほうは四月の二十九日にいたしますならば、告示が三月三十一日になりますので、先ず予算の審議期間とはぶつかりませんので、この程度に動かさないことになつた。長を、一番ぶつかります。長を動かすことにしたわけにございまして、それは同時に先ほど申し上げましたような、二十一年に出ましたポル令によつて、戦時中市町村長をされておりました者は追放になつて、これから一つ次の選挙には立候補しないようにポル令が出ております。この人たちが立候補できまうと期間というものは、普通の選挙で市町村長が出ましたところ、来年の四月四日、決選投票があつたところは四月十四日まで立候補できないのであります。そういうところは、それからあとにゆとりを二つて置きまうと、それと今との四月二十九日の議員選挙と同時にやることも、全国選挙管理委員会の方の御見解によれば、困難であるという事情

がございまして、これはどうしてもその後に延ばしまして五月の二十日頃に行うということにするより仕方なかつたのであります。それ以上延ばしますと選挙期になりますので、これも地方の要望に副いません。殊に五月二十日にいたしますと今一度決選投票によりまうと、これはどうも、それは五月の末日になりますので、やはりこのような法案が適當でないかと考えた次第であります。

○小笠原三男君 私は先ほど委員長のお取計は、大臣の提案理由の説明があつただけで何もなかつたので、政府委員から内容を説明させる意思だと解した。而も本日参考人において願つてゐるので、私たちとしては總括的に内容説明を頂いたならば質疑する前に参考人の御意見等もお聞きして参考にし、そして我々も一般質問をして見たい、こういう考へでおつたのですが、逐條審査みたいな形態で一條きりでぶつ切り切られて質疑されることは非常に困るわけで、そういうふう

○委員長(岡本愛祐君) 只今小笠原君から、この政府委員から各條について説明を聞いて、その後今日参考人のかたが六かた見えております。それは知事代表は安井東京都知事が見えるはずでございまして、全国知事会の事務局長大迫元繁君が見えております。市長の代表といたしまして宇都宮市長の佐藤和三郎君、町村長の代表といたしまして千葉県津田沼町長の白鳥義三郎君、それから都道府県会議長代表といたしまして北海道議会議長の坂東秀太郎君、市議会代表といたしまして横浜

市市会副議長小杉芳藏君、それから町村議会の代表は今日差支えがあつて見えませんが、町村議長会の主事の佐瀬君が見えております。それにかたがたの御意見を聞いて、それから質問に移りたいという御動議でござい

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(岡本愛祐君) それではさうに取計いたします。それと関連がありまうと二條、三條、四條、附則を一応説明をして下さい。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二條は、地方団体の長の選挙を二十六年五月二十日に一緒にやる、ということでありまう。これは先ほど申し上げましたように、来年の四月四日、或いは四月十四日に任期が一般的に満了するわけにございまして、そういう地方団体の後任の長の選挙を五月二十日にやる、ということでありまして、なおそのほかに長が退職の申出をいたしましてやめるような例がありまして、欠ける場合がござい

いうような考えでございます。第二項はそういうふうな現に退職の申出をしてる者についてどうするかというところでござりますが、こういう場合につきましては、すでに選挙を行ふべき事由が生じているのでございますから、そういうようなものは前項の規定は適用しない。こういうことでございます。

それから第三條は、第一の選挙、即ち議員の選挙と前條第一項の選挙、即ち長の選挙をそれぞれ、都道府県が行うこれらの選挙と同じに行われなければならない。即ち同時に市町村の議員の選挙と都道府県議員の選挙と、市町村長の選挙と都道府県知事の選挙を、それぞれを一緒にしようという趣旨でございます。これによりまして経費の節減をいたし、選挙人の煩もできるだけ省くようにしたいというところでございます。第二項の場合は、公職選挙法第九十九條の投票日の告示の決定に關しましては、これは同時に行われる選挙と見る、こういう趣旨の規定でございます。

それから第四條は、初めの選挙に、即ち議員の選挙において候補者となつた者は、後の長の選挙において候補者となることができないというところでございます。この趣旨は現在市町村長と都道府県議会の議員が兼職を禁止されているのが公職選挙法の建前でございまして、こういう兼職禁止の状態において、而も両方の選挙に、この町村長として立候補して、又議員として立候補するということは、元々兼ねられない二つの選挙において共に立候補するといふことでございまして、選挙の自由公正を尊ぶという点から申しします。

て、必ずしも適當でないと考えられますし、そも／＼がこの四種類の選挙は皆一緒にやれば同時選挙になりまして、両方に立候補することはできないのでございまして、たゞ／＼選挙委員会の技術上の問題によりまして分けてやらなければならないので、やはりこれは本質的には同時選挙、同じ日にされる選挙と同様に考えるべきものと考へまして、現在同時選挙の場合に重複立候補を禁止しております趣旨を敷衍いたしまして、このようにいたしたのであります。四條の第二項は、投票の効力決定の際に、両方に立候補いたした者は、一方においては候補者となることができなないものである。こういう趣旨で解釈すると、こういう意味であります。

それから附則めほうは、公職選挙法の規定を一部改正をするわけでございまして、これはこれに附帯をした極めて技術的な問題でございまして。即ち三十三條第四項というものは、現在議員の任期満了によります選挙期日の事前、選挙の告示がございましてした場合に、選挙の告示がございましてから後になつて議院が解散されたというような場合におきましては、初めの任期満了前に進行選挙として告示いたしましたその告示が効力を失うという規定が現在あるわけでありますが、これはやはり任期満了選挙としてやりますものが、途中から解散によりまして趣旨が変つて来たから、そこで初めの選挙の告示が効力を失うので、解散という事実に基づいて新たに選挙をやらせようというのが現在の公職選挙法の第三十三條第四項の規定の趣旨のようでありまして、同様の事態が、実は議員が終

職いたしましたり、或いは死亡したり、その他残りの者が辞職したりするといふ結果において、すべて議員がなくなつてしまふということがあるわけでありまして、そういうような場合にやはり同様に扱ふ。そういうような場合におきまして、任期満了前の選挙期日の告示をいたしたのも、それは効力を失つてしまふ、こういうふうなことにいたしたわけでありまして。なおこれと同じ原則が長の場合にもあるわけでありまして、長が退職の申出をいたしたり、死亡いたしましたような場合におきまして、同じ原則を適用することにして行きたい、こういうのであります。極めてこれは技術的な改正であります。

それから二百五十八條の第一項但書のほうは、任期の起算に關する規定でございまして、任期満了による議員の一般選挙が、任期満了前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から起算をする、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなつたときは、議員がすべてなくなつた日から起算する、この後段のことが新しく入れた点でありまして、要するに議員の選挙が任期満了前に行われて、すでに議員が選挙されてしまつたという場合には、任期満了の日から原則的に起算をする必要はない。早く就任をしてもらう、こういう趣旨であります。二百五十九條但書のほうも同じ趣旨でございまして、任期満了前に選挙が行われておりまして長が当選をしておりますならば、その後、前任の長が欠けたときには

はもう欠けたときからすでに選ばれておる長が就任をして、その日から任期を起算するようにしよう、こういう現在の公職選挙法運営の実状に即します趣旨の改正でございまして。

○委員長(岡本愛祐君) 御質疑は後に残しまして、これから参考人のかたがたにこの臨時特別に關する法律案につきまして御意見の御開陳を願ひたいと思ひます。先ず全国知事会の事務局長の大迫元繁君にお願いいたします。

○参考人(大迫元繁君) 全国知事の代理といたしまして、本法律案に關して申述べます。

私も初めはやはり任期満了による選挙も又いんじやないか、選挙を繰延べたりするようなことはしないでもいんじやないか、こういう意見であつたのであります。又先ほど政府委員がいろいろ説明しておりましたが、その方針でやれば選挙もやれないでもない。任期満了による選挙も一向差支えないように考えたのでありますけれども、いろいろ／＼起案者の御意見もあるし、いろいろ／＼疑念も出て参りますから、その点は深く主張しないことにいたしました。ただ一点だけ是非一つ御考慮を仰ぎたいと思ふ点は、知事といたしまして、この法律案が実行される場合には約五十日近くの期間、知事が空席となるわけであります。大多数の日本の知事が五十日近くもいなくなつてしまふ。それでまあ首長がいなくて、頭のない府県が五十日間続いて行く、こういうわけになるのであります。勿論府県には副知事もおりますけれども、副知事はおつてもやはり知事ではございませんので、知事がやはりその大事な職務を行う点におきまして五十日も欠

員でありましたら、今日のこの世の中である／＼人心も安定しておらない、戦後いろいろ／＼な未だ騒ぎも起りやすいのときに、五十日近くも日本全国大多數の知事がいないということは、随分これは地方自治に対する点から見てもおかしなことに考えられるのであります。遺憾のことのように考えるのです。知事はできるならば一日でも空席をなくして、その県のあらゆることに責任を持ち努力をしなければならぬ地位でありますから、できますならば、議員選挙の期日の延長、特に知事の任期の延長を同時にやつて頂きたい。こういうのが知事側の熱心な切なる希望であります。知事といたしましても、自分が任期が来ましたからあとのことは知らない、どうなつてもかまわんと、今までに自分たちの心血を注いでやつた県の主宰者がいなくても差支えないという気は起らない。やはり心配でしようがない。だから選挙の期日を繰下げるならば、その繰下げた知事の任期も同様に繰下げて頂いて、そうして選挙を行なつて頂きたい。これが知事側の熱心な希望でございまして、

○委員長(岡本愛祐君) 有難うございまして。それでは次に市長代表の宇都宮市長佐藤和三郎さんにお願いいたします。

○参考人(佐藤和三郎君) 佐藤和三郎でございまして。私どもの意見を率直に申し上げて御参考に供したいと思ひます。過般私ども市長会をやりまして、今回提案されました法律につきまして決議をいたしましたわけであります。それは先ほど鈴木氏からも一応の提案理由の御説明もあつたのであります。大体

地方関係の予算等で申しますと、二月が主として行われまして、三月初め頃にはいずれの地方公共団体においても予算は一応終るわけでありまして。従いましてその主なる理由とする延ばす理由がないではないか。予算審議に差支えがある、こういうふうなのが主たる理由であります。大体それまでに予算審議は終つておるといふふうに考えられるのでありまして、何ら延ばす必要はないといふこと、もう一つは、只今大迫氏からお話がありましたように、約五十日になん／＼とする空席を持つ首長の選挙は五月の二十日であるといふことになりまして、その間の空席は、大体の首長は四月五日でありますから、約四十五日乃至五十日になん／＼とする空席ができる。助役があれはいいじゃないかと云うが、助役と首長は又全然違ふわけでありまして。この点については、このまま通るといふことは、地方自治のために好ましくないといふので反対しておるわけでありまして。

もう一つは、従来長の選挙を先に行政した、議会の選挙はあとになつておつたわけでありまして。これは公選という趣旨におきまして、やはり首長の選挙を先に行政したという趣旨の趣旨がよいし、やはり効果的である。若し議員を先にやるといふことになりますれば、大体当選された議員にお願ひして運動して頂かなければならぬという結果になるわけでありまして、従来市議会の多数の議員の推薦によつて首長が選挙された間接選挙というふうなことで、結果において同じようなものではないか。であるからして首長の選挙をどうしても先にすると、かよ

うなことを考えた場合に、何らこれを延期する、首長の選挙を五月二十日までに延ばさなければならぬ理由がどこにもない。であるから延ばす必要がないといふのが私どもの意見であります。若しどうして技術的にボツタム政令関係、その他においてあるといふならば、少くとも首長の選挙は同時選挙以前にでも行ふべきであるといふことが考えられるだらうと思ひます。首長の選挙を先にやつてくれといふことが私どもの、而も延ばす場合においては空白を置いては困るという関係において御考慮を賜りたい。端的に申しますならば、延ばすことは反対である、早くやつてもらいたい、その場合においても首長の選挙を先にやつて、延ばす場合においては空白を置いては相成らんという條件に相成るわけでありまして、さういふことにおいて十分御考慮を賜りたい、かように考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うございました。それは次に町村長代表の白鳥義三郎君、津田沼の町長にお願ひいたします。

○参考人(白鳥義三郎君) 白鳥義三郎でございます。今回私たちに発言の機会を與えて頂きまして誠に有難く御礼申し上げます。

只今お二人がたの参考意見が公述されましたが、私も全くこれと同意見でございます。五十日有余になん／＼と長い期間首長がいなくて困ることは、これは自治体の運営上非常に困る。なお又知事さんがいなければ副知事さんがいる、市長村長がいなければ助役がいるじゃないかという議論も一部にはあると聞いておりますが、

実はこの助役の任期も、市町村長が選任されましたから間もなくこれは選任したのでございまして、従つて五月二日以前に大部分の助役の任期が切れてしまふのであります。そうなりますといふと、町村長も、助役もいないと主席の吏員がそれを代行するといふような由々しきことになつてしまふのであります。この点とく御考慮願ひたい。首長がいなくて困る、或いは、町村といはしても、或いは、或いは市のほうでも同じと思ひますが、一応予算に計上されてあります仕事にいたしまして、殆んど仕事ができなないと思ひます。責任ある者がいないで重大な仕事を着手するといふことはあり得ないことであります。従つて五十有余日の長きに亘つて市町村自治体の活動が停止してしまふ、多眠状態に陥つてしまふといふやうなことになるかと考へるのであります。この点とく御考慮を賜りたいと思ふ次第でございます。

非常に簡単でございますが、お答え申し上げます。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うございました。次に都道府県の議会議長の代表坂東秀太郎君にお願ひします。北海道の議会議長であられます。

○参考人(坂東秀太郎君) 僕は年寄でありますので或いは言葉が屈かないかも知れませんが、ここから失礼さして頂いて、一通りの理由を申述べます。今までの長のほうのかた／＼の意見は、大体町村の長も知事も意見が一致しておりますが、議会のほうの分になりますと、或いは多少意見の違ひ点があるであらうといふ考へもあります。それはなぜかといふと、町

村と言へば狭いし、或いは都道府県と言へば広範囲に選挙を持つ関係から、ここにどうしても或る程度の相違があるかと存じます。

で、私のほうの訴へは、本年九月一日附でも訴へてあるのであります。又過般の十一月の全国議長の幹事会を開いた日の結果も訴へてあるのでございまして。我々最も痛切に感じたのは、二十三年から感じておる問題であります。どうも四月の選挙というものは、誠に都合の悪いときの選挙になるのであります。何となれば年度予算の審議の議会は大体二月の末に知事が召集することになつて、そうして三月一ぱいに予算が成立するのが法の建前なのであります。現在のい／＼な情勢からして北海道のごときは、三月一ぱいには予算が成立しないのであります。二十四年の年の議会は四月の九日であつたと思ひます。又二十五年の年の議会は四月の七日であつたと思ひます。その間暫定予算を取つて議事を進めるといふことになつておるのであります。そういうやうな事態に、四月に選挙をするといふことになれば、議員さんはどうしても選挙準備のために選挙区に多く在住しなければならぬことになると思ひます。この在住するのには恐らく三月の半ばから先にはどうしてもそういうことになると存じます。そうするといふと、三月の半ばから以後に、最も大事な予算審議の議会に、議員の数を揃へるといふ上において非常な苦心があると存じます。そういう関係から最も都合の悪い時期に選挙が行われたものであるといふことは、當時から痛切に感じておるのであります。併しながらか改選の時期が来なければ

ばならぬ／＼全国の人たちの意見も一致しない関係から、今日まで延びて漸く本年の八月にいろ／＼相談した結果が、どうしても選挙期日は大体において全国に最も支障のない、氣候などのいい、農繁期でない九月が適當でないかといふことに意見が一致してゐるわけでありまして。そこで一般から行くといふと、今の予算審議の議会が今言ふやうな時期になつて、そういう関係から議員の数を揃へるといふ上にもいろいろな支障があります。そういう馬鹿なことがあるかといふのが、これは理窟の建前でありまして、併しながらかはり参議院であつても目前に選挙を控えたとなれば再び立候補しよう、こういうかたはどうしても選挙区に歸つて選挙準備を整へなければならぬのであります。そういう関係でどうしても頭の数の揃うことは不自由になる。それからもう一つは、全国的な問題ではあります。北海道、東北及び北陸地方の雪の降る地方では、四月といふ月是一年中最も悪い時期なのであります。何となれば丁度雪融けで道路が非常に悪い。又未だ四月は北海道あたりは雪が融けて寒になるという関係もあるものであります。そういう最も悪い時期に遭遇してゐるので、氣候的には雪国としては誠に迷惑な時期なのであります。むしろ十一月、十二月或いは厳寒のときのほうがいいと思ひます。四月といふ時期は始末にならん時期であつて、道路の悪い関係から自動車交通も自由に行かないのであります。この点に対してはここに見えてゐる石川議員は即ち北海道のかたで、そうして北海道の議会の選挙もし、議会の議員もお勤めになつたのだからこれはよ

御存じのことと存じておりますが、
そういう関係で、どうしてもこの時期
は改正をして頂かなければいけないと
いう意見に到達しておる。

いま一方又神戸正雄さんが委員長と
なっている行政制度の調査委員会のほ
うにはいさ／＼な配置分とか種々な
考えもあるというのを聞いてもおる
のであります。これも恐らく今年のう
ちには実現をするのじやないかと思
います。これは委員会のほうの行方事
務でありますから、私はそれに立入つ
ては言いませんが、若しそれがこの通
常国会にでも勧告になつて審議にな
るとすれば、これがやはり決定してか
らにしようというところが一番いいの
ではないか。若しこの選挙の前にそれ
を実行に移さなければ四年後に延びて
行くと思ひます。若し四年後に延びる
こととなれば、むしろこの機会に準備
が整えば、今は幸いに引揚者がずつと
引揚げた関係から、来る四月の選挙
には相当数の増員になるのであります
からして、現職議員の数の整理を受け
るという問題は或る程度不必要になる
と思ひます。そういう点も考慮し、い
ろいろの点から十一月の幹事会で相談
した結果、重ねて議決をして、政府及
び両院のかた／＼に訴えておるわけ
でありますから、これは私は議会の議員
だけを言うのではありません。私の言
うておるのには、やはり市長の選挙も結
局予算審議の最中に行ふことであるか
らして、やはり共にそういう時期がい
いと思つております。

いつかの時期に直さなければならぬと
思ひます。かように悪い、一年中の最も
悪い時期を選んで、今後何百年も続い
て行くというやうなことに国家のため
に、地方のために余り好ましくないも
のだと思はれるのであります。そうし
て見ると、いつかはこれを改正
になるものなれば、思ひ切つての機会
にどうせ自治法の改正で知事選挙期
日を変更しようと言はれるならば、す
べての時期を最もいい、適當の時期に
行なつてもらうというものが、我々地方
民の好むところである。是非とも、こ
の中にはいさ／＼よく地方自治の状態
に精通されたかた／＼が委員になつて
おられるのでありますから、細心の御
考慮の上、何とか国会の力によつて地
方民及び地方議員の悪い時期に遭遇す
るという問題を、この機会に排除して
適當な選挙のできるやうにして頂きた
いと思ふのであります。そういう関係
から重ねて国会に、又政府のほうに訴
えておるのであります。ただ四月の時
期が九月という、如何にも延び過ぎ
るという疑ひは起るのではありませんが、
これは時期が適當でない時期がある
とすれば、私は仮に六月でもいいと思
ふのであります。六月には又農繁期
等の関係でいさ／＼都合が悪いと言わ
れるので、いさ／＼な点を考慮した後
最も差障りのない時が九月なので、本
来ならばこの二十二年の選挙をするこ
とに九月ということに定めてさへ頂け
れば、何も支障がないのであります。
又現在の行き方からいって、知事の任
期は四月で終る。然るに二十六年度の
予算の編成及び議決は現在の知事、議
員で議決をして、そうして今度は一日
か二日の執行期間で、あとはすぐさま

改選後の人が執行して行くということ
になるのは、如何にも人さんのするこ
とをこしらえてやるやうなことにもな
り、これが九月に選挙を行つたといふこ
とになれば、即ち四月に予算が決定す
るならば、半年というものはその編成
計画を立てた人が執行して行く。残る
半年分を新しい新議員があと始末を
する。そうして翌年度の事業計画を立
てるといふことになる。そういう行
き方に行つてもいい時期だらうと存じ
ます。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うござい
ました。次に市議会の代表横濱市議會
副議長小杉芳藏さんにお願ひします。

○参考人(小杉芳藏君) 地方公共団体
の議員の選挙期日のことだけお答え申
上げます。私は議員の選挙期日につ
きましては、原案に賛成いたします。市
長の選挙期日につきましては、言及し
たくありません。御遠慮申上げます。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うござい
ました。次に全国町村會議会主事加瀬
杜武郎さんにお願ひします。

○参考人(加瀬杜武郎君) 全国町村會
議会のほうといたしましては、止むを
得ない事情がございまして、この法案
に対する大衆的な意見の取りまとめは
遅れておりますが、二、三日中には出
ることになつております。ただこの第
一條に關しまして、若し仮にこの十二
月十一日から明年の四月二十九日まで
の間に任期の満了する町村議會の議員
があるとするならば、先ほど市長の任
期の延長の意見が出ましたが、この場
合に町村議會の議員として当然任期が

延長になるのかどうか。若し任期が延
長になるといふならば、その間のブラ
ックを任期の延長によつて埋めて頂か
なければならぬのではないかと、この
ことを申上げて意見開陳いたしました
す。

○委員長(岡本愛祐君) 有難うござい
ました。只今六人のかたに参考意見を述べて
頂きましたが、御質問ございません
か。

○小笠原三三男君 一点だけ、この長
になつておられるおかたのほうにお伺
いします。それは北海道の道會議長さ
んのほうから、期日は九月がいいとい
うお話で、その理由も懇切にされてお
つたのですが、長であられるかたの側
としては、この九月説に対してどうい
う御意見をお持ちになつておられるか
お伺いしたいと思います。

それから千葉県の白鳥さんにお伺
いしますが、これは選挙管理委員会に
ければいいというお話でなければ、も
おいでになつておらないので……。

○委員長(岡本愛祐君) 来ておりま
す。

○小笠原三三男君 いや、町村のほ
う、それと選挙事務は町村の選挙管理
委員会が全国的にはどこでもやること
なので、代表的にまあ横から見ておつ
ての事情でよろしゅうございします。か
ら、御説明願ひたいのですが、長も議
員も同時に選挙をする、即ち四人を四
回同日に選挙をしてしまふというやう
なことは、事務上不可能であるという
点についてお伺いします。

○参考人(白鳥三郎君) では誠に僭
越でございますが、第一の点につきま
して、九月の選挙についてはどうい

考えを持つておるかということであ
るが、実は知事さん側或いは市長さん側
のかたと打合せをしておりませんが、
私の考えだけから申しますと、九月
が、秋が一番よいということはかねが
ね私もそう考へております。併し余り
長い間選挙を延ばすというやうなこと
も如何だらうか、延ばすとすれば五月
二十日くらいがいいのじやないかとい
うやうなことであるのであります。こ
れは決して選挙期日として最善の日で
あるとは考へておりません。

それから第二の点でございますが、
四つの選挙を同時にやつたら、町村の
選挙事務のほうでどうだらう、混乱
が起きやしないかというところでござ
います。今まで同時に選挙をいたしました
て、相当多数の票が記載を誤つて無効
になつておる例がたゞさんございま
す。一番よい例が参議院議員の地方区
の選挙と全国区の選挙でございます。
地方区のかたのお名前が全国区の投票
用紙に相当たくさん記載されておる。
これを率直に、ただ簡単に見ますと、
これだけの票が記載が間違ひがなけれ
ば、選挙の結果がどうなつたんだらう
というやうな御疑念もあるものでござ
います。併しこれを本當に考へて見ます
と、これはそれは大した問題じやな
いというのには、実は選挙民の多くが全
国区の適當な候補者を知らないため
に、地方区のはうの選挙人の名前だけ
をはつきり覚えておるので、白票を投
ずるのが二度書いてしまふという例が
非常に多いのでございします。というの
は、逆に今度は地方区の選挙用紙に全
国区の候補者のお名前を書いた例はそ
れほど多くないのであります。従つて
これを私解釈いたしますと、結局選挙

民が全国区の適当な候補者を知らなかつたために、地方区の候補者のお名前を二度書いてしまうというようなことになつております。従つて四つの選挙を同時にやりまして、それほど大きな弊害は私には起きないのじやないかと、いふに考へております。まあ町村の選挙事務を簡便ならしめる上から申しまして、費用を軽減する意味から申しまして、同時にやつてやれないことはないと考へております。そのほうがよいのじやないかと考へておる次第であります。併しそれは余り政府原案とかけ離れておる意見でございますから、私のほうは同時にして頂きたいという希望は申し述べなかつたわけでありませう。

○委員(岡本愛祐君) ほかに御質問ございませうか。
○小笠原三男君 市長さんと知事さんのほうは……
○委員(岡本愛祐君) では佐藤さん御意見は……

○参考人(佐藤三郎君) 九月説の問題ですが、これはいろいろまあ、場所的な面において、いろいろ北海道方面には、只今の北海道の議長さんが仰せられるように、地域的な問題があるかと思ひます。私どものほうでは、四月が一番よいわけですが、五月になりますと、農繁期でどうにもならんのですから、地域的に皆違ふ、どれがいいかというところは、私にはちよつとわかりません。

○委員(岡本愛祐君) 大迫さんどうですか。
○参考人(大迫元繁君) 九月説は、現在の法律案に対しては、余り先のことでありますから、その間知事が空席に

でもなつておつたらこれこそ大變な話でありまして、一年中どの月がいいかというなら又別でありますけれども、今の状態におきまして、又この法律案に關連いたしましては、やはり原案の程度がいいのじやないかと考へます。

それから又、選挙、これは私がお答へする必要がないかも知れませんが、選挙もやはり全部一緒にやるより、二つくらいに分けておやりになつたほうが、すつきりしていいのじやないかと考へております。

○委員(岡本愛祐君) 有難うござい
○石川清一君 先ほど北海道の議長さんのほうから、行政事務の再配分、或いは再編成というようなことがほのかに出ておりました、現在の地方議会の議員の定数についても触れておつたようでありました。これはアメリカから傳つて来ましたというのかたの意見を聞きまして、非常に現在が多い、相当数を減じてもいいのじやないかというような意見が新聞にも出ておるようでございますが、現在四年の経験から見まして、町村或いは市並に県知事さんが、現在の定数で以て多いか少いか、率直な意見を、選挙期日と話がほかになつておりますが、北海道の議長さんの意見にも、或る程度参考になると思ひますから、率直なところを一つお聞かせ願ひたい。

○委員(岡本愛祐君) それでは大迫さんにお伺ひいたします。
○参考人(大迫元繁君) 今の話はよく呑み込めませんから……
○石川清一君 簡単に申し上げますれば、現在の議員の数は非常に多いので

はないかということ、アメリカから歸つた人が、アメリカの議会を見まして、いろいろ新聞に出ておるようでありまして、議員自身は恐らく少いとは言われないと思ひます。併し現在までの四年の経験から見まして、日本の民主的な議会の現在の状況から見て、数えどのおりに考へたくなるか、現在のほうがいいか、多くしたほうがいいか、少いほうがいいか、その点を率直にお願いしたい。

○参考人(大迫元繁君) これはまだ知事会が決定したしておる問題でございますから、知事の代表としては申し上げますのでございませう。又地方行政調査委員会の専門員になつておりますが、その調査委員会でもまだその議案が出て参らぬのであります。ただ併し常識的に考へまして、どうも、殊にアメリカあたりと比べてみると、非常に日本は議員の数が多いいのでございませう。御存じのように、百万人くらいの都会の所でも七、八人くらいの議員でやつておるのではありませんか、これはアメリカをそのまま日本に移して、アメリカが教科書になるわけではございませうけれども、参考書という意味で考へて見ると、もう少し議員を整理しても差支えないのじやないかと、この程度に考へております。

○委員(岡本愛祐君) 佐藤さんどうですか。
○参考人(佐藤三郎君) 只今の御質問の点につきましては、まだ市町会としても実は確定した意見がないのであります。でありますので、本日は市長代表ということでありますが、その点だけは私個人の意見だということにして、お聞き取り賜りたいと思ひます。

現在の地方議員の数がどの程度になるべきかということについては、いろいろ御議論があるかと存じます。まあ大体人口關係を土台として多くきめられておるようであります。現在よりも少くとも運営はできるのではなからうか、ただどの程度少くするかというところは、これはまあ別であります。今よりも多少減じて、地方の運営は差支えないというふうに私は考へております。

○相馬助治君 一つお尋ねして置きたいのですが、地方選挙は自治の根幹をなす重大な問題だと思ふ。で今度のこの地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律案というもので、皆様に對して、即ち自治庁或いは全國選挙管理委員会等から御意見を徴する、皆さんの意見を聞くという機会が與えられたのであります。或いは書類等によつてですね、皆さんの意見はどうだという諮問的なことがあつたのでございませうか、それとも何もありませんでしたでしょうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(白鳥義三郎君) 私、自治委員会の末席を汚しております關係上、自治委員会のほうの経過を申し上げたいと存じます。

自治委員会におきましては、この第一條に類すること及び第二條に類すること、これは自治委員会に於いて政府当局のほうから諮問がございませう。第三條に類するようなことも諮問がございませうが、第四條に類することは全然諮問がなかつたのでございませう。なおそのときに、私たちは当然長の選挙が延びれば任期もそれに連れて延びるものと了解しておつたのでございませうが、別にその点について自治委員会で政府當局に質すというようなことも実はいたしてはおりませんでした。が、今までの議会の議員さんがたの任期がしばしば、これは戦時中ではございませうけれども、延びまして、選挙が延びると任期が又延びる。それが相当長期に亘つて延びたようなこともありませうので、同じような取扱を受けるものと私どもは考へておつたのであります。が、その後の自治委員会において、閣議ですでにきまつてしまつたというようなことをあとで聞きしたのでございませう。そのとき初めて第四條に規定されております。ここに上つておきます重複選挙の立候補の禁止の條項と、それから長の任期が延長されないのだというところが、その後になつてはつきりしたのでございまして、その点実は私も非常に遺憾だと考へております。

○委員(岡本愛祐君) それでは大迫さん。
○参考人(大迫元繁君) 只今白鳥町村長会代表のかたから申されましたように、自治委員会というものがございませうが、その自治委員会は、知事の代表が一人、市長の代表が一人、町村長の代表が一人入つております。そのほかにもあるのですから、自治委員会での案が出ました。出まして、なんとか自治委員会でそれを議論をいたしまして、或いは繰上げる案が出たり、繰下げる案が出たり、或いはそのままののじやないかという意見が出ておつたのであります。が、その結果は、そのまゝになつてしまひまして、いつの間にか政府方面におきになつて、こういうような法律案が出たように、

と了解しておつたのでございませうが、別にその点について自治委員会で政府當局に質すというようなことも実はいたしてはおりませんでした。が、今までの議会の議員さんがたの任期がしばしば、これは戦時中ではございませうけれども、延びまして、選挙が延びると任期が又延びる。それが相当長期に亘つて延びたようなこともありませうので、同じような取扱を受けるものと私どもは考へておつたのであります。が、その後の自治委員会において、閣議ですでにきまつてしまつたというようなことをあとで聞きしたのでございませう。そのとき初めて第四條に規定されております。ここに上つておきます重複選挙の立候補の禁止の條項と、それから長の任期が延長されないのだというところが、その後になつてはつきりしたのでございまして、その点実は私も非常に遺憾だと考へております。

う思うのでありまして、改めて自治会
に對し意見を問う、或いは市長会に對
して意見を問うという事はなかつ
た。これは今御質問頂きまして私は大
変に有難いと思つたのであります。私
自身がどうしてこれは一体我々三団
体に質問ならなかつたのだらう、こ
ういふことを私は考へておつたところ
でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 佐藤さん。
○参考人(佐藤和三郎君) 詳細につ
いては、その点は私は何つて参りませ
んが、私どもはやはり代表も今の
自治委員になつておるわけでありま
す。その程度の話し合いがあつたと思
いますが、只今大迫さん、或いは白鳥
さんのほうの会合に、私どものほうの代
表も出たと思ひます。その程度だろ
うというふうに聞いております。それ
以上の細かいことは聞いておりません。
○委員長(岡本愛祐君) 坂東さん。
○参考人(坂東秀太郎君) 只今の話
は、私らのほうからはやはり自治委員
に会長が出ておつて、その会長の話
に、選挙を繰上げて行かうか否かとい
う話があつたので、繰上げてするとい
うことは、いろいろな弊害があるから、
これはよくないという意見を述べた
という話は、報告を受けておるもので
あります。あと別段にこういふことで
かといふ話は、私どものほうの団体
もあつたような報告を受けておりま
せん。自然おきめになる時分には、そ
れも自治委員会が何かであるのじやな
いと思つておつたのだが、その後会
長、実は病氣欠勤のため、詳細のこと
はわかりませんが、改めた報告はな
かつたやうで、大体その知事、市長或
は町村長というのと同じような扱いに

なつたと存するのであります。

○相馬助治君 事情はよくわかりま
したが、このことはあとで政府に尋ね
ます場合に重大なる問題でして、もう
一度聞いて置きたいと思ひますが、そ
うしますと、この問題は政府でも重
要なこととして、皆様に御議論を願
つていたが、何かの都合上、これは議
論として、片方では政府は政府の
都合によつてきつめた。従つて皆さ
まの意思と一致した点もあつた。一致し
なかつた点も勿論あつた。一致した点
も、あえて皆さまの諮問に対する答申
案を参照してきつめたのじやなくて、こ
れは議論は議論としてさせてもらつた
が、政府は政府として、おきめになつ
たやに思うので不満であるという積
極的な表現でなくともいいですか、ど
うもこういふことは余り面白くない、
こういふ意味を含めての御答弁と本
委員は了解してよろしいと思ひまし
うか。念のために何つて置きたいと思
ひます。

○参考人(白鳥義三郎君) 私、自治委
員会に列席してありますために発言を
許して頂きたいと思ひます。先ほど私
申上げました通りに、この法律案につ
いては自治委員会に確かに諮問がござ
いました。先ほど申しました通り
に、それは一部であつたのです。それ
から又各種の団体の意見を求められた
かどうか、それは各種の団体の長が自
治委員にそれになつておるのでござ
いまして、従つてそれを持ち帰つて
又、私どもの立場であれば町村会の意
見をまとめてから答申申上げますとい
うことが、いずれの団体の長におい
てもなかつたのでございします。自治委員
の委員さんは、皆自治委員の立場にお

いてこの程度であればよろうと暗黙
のうちに了承して、これは別に決議は
とりませんと思つております。ただ遺
憾に思ひますのは、先ほど申しました
通りに、そのときに諮問ならん分ま
でも政府案として出ておる点でござ
います。それから先ほど申しました通
り、私たちの知事さんのほうでも市長
さんの代表のほうでもそうだったろ
うと思ひますが、当然選挙期日が延長
になれば任期も延長するといふふうに私
も考へておつたのでございしますが、そ
の点が……

○参考人(佐藤和三郎君) 只今の点で
すが、詳細は、今の市長の代表のほう
に話し合はつたかどうかといふこと
の点は、実は私責任は持てませんが、
只今の御質問ですが、只今私のほうの
会長が地方自治委員になつております
から、そのとき役員会の際にそうい
ふうなことも多少今度の地方議員或
いは長の選挙が変更されるかも知れ
ないといふお話も私聞いたのでありま
すが、それは絶対反対であるという趣旨
で、初めから私のほうでは改正法を出
さないでもらいたたいという趣旨でや
つておりますので、それ以上お話のあ
るうがなからうが、私も別に気にしま
せんのでございします。

○相馬助治君 その点については了解
しました。もう一点お尋ねして置きた
いのですが、選挙を一回やるより二回
やるほうがお金がかかるということは
はつきりしておりますが、その問題も
問題であります。先ほどの二回く
らいにやつたほうがいいのではないか
といふことを、ちよつと理由をおし
やらずに御説明になつたのであります
が、その問題はここできちやく言わ

に、私は期日の問題だけ取上げて財政
措置上の御意見を承らつて置きたい。
四月二十九日という日は休日です。そ
ういたしますと選挙のために要員を
出勤させますから、特殊な勤務の手当
が必要だと思ひます。政府がこうい
う勝手な原案を作つて、押付けられて
金を出さなくちゃならない皆さまは御
迷惑でございします。それくらい
のこととはもう何でもない、こういう御
意見でありますか、念のために何つ
て置きたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 白鳥さん。
○参考人(白鳥義三郎君) 町村の立場
から申上げますと、私も一番心配し
ておりますのは、選挙において住民の
意思が十分に現われるかといふこと、
棄権率のできるだけ少いといふことを
急願しております。そういう関係から
申しますと、休日のほうが投票率が
いのではないかといふふうに考へてお
ります。そのためにお説の通り費用は
確かに嵩むと思ひますが、それには代
えられないことじやないかといふふう
に考へておりますので、財政上苦しい
ことは事実でございしますが、選挙の本
質上、そういうことにしたほうがいい
と考へております。

○委員長(岡本愛祐君) 佐藤さん。
○参考人(佐藤和三郎君) 四月二十九
日は確かに休日であります。これは従
来とも休日によるほうが投票の実績が
上つておるやうであります。従いま
してそれを選ぶということは決して私
は反対しません。現段階においてはこれ
は仕方がないじやないか、これは休日
に出勤させた場合はあとで休暇を與え
なければならんことになりませんが、休日
は成るべく仕事を休ませるといふこと

が主眼でありますけれども、現在の
我々としては棄権ばかりあつてはし
やないと思ひます。それに要するわ
ゆる超過勤務、開票等の関係もありま
すので夜間勤務のこともありますが、こ
の程度のもは大した費用ではありま
せん。差支えないと、かように考へ
ております。

○委員長(岡本愛祐君) 大迫さん。
○参考人(大迫元繁君) 皆様の御意見
と大体一致しております。

○委員長(岡本愛祐君) 全国選挙管理
委員会の委員長が来ておられますか
ら、御質問あります。

○小笠原二三男君 さつき参考人のか
たがたに同時選挙の問題で何つて置
いたのですが、と申しますのは、あとで
政府委員にも質問しますが、簡単に申
しますと二回、三回と分けて選挙をす
るよりは、同時選挙のほうが投票率が
高いのじやないか。又選挙費用等から
いって非常にいいのではないか、残る
点は技術的な問題、先ほど白鳥さんか
らお話のあつたのも一つの例であり
ますが、技術的な問題があるのではない
かと思ひます。更に去る参議院選挙に
おけるような枠組をいふと赤と黒と
に分ける程度のことをしないで、も
つと投票用紙等を明確にし、或いは選
人に対する親切な指導があり、会場等
の設備等を改正するならば、こうい
うな点は克服できた問題ではなかつ
たか。これは全国選挙管理委員会の行
届かないあの投票用紙の結果が大きく
影響しておるのではないかと、この
点については御答弁がないのですが、こ
もいいのであります。私のお聞きし

たいのは、同時選挙が技術的に可能な方法を考えられたかどうかという点であります。

それからもう一つは、こういう臨時措置的の法令によらなくても、大体こういうことが度重つて起つて来るということが考えられる場合には、もう少し根本的に選挙の方法等について検討をし、抜本的の法改正をする必要があるのではないかと、いふふうにも考えられますので、選挙管理委員会の立場において、こうした点についての所見をお述べ願ひたいと思います。

○政府委員(長世吉君) 大して所見はないのでございますが、同時選挙にいたしますことについて、細かい点は省かせて頂きますが、技術的にいろいろ不便がある、困難があるという点無論でありますけれども、それだけではないように思うのであります。ただどういう点かと申しますと、つまり今の日本人の選挙意識といいますか、選挙に対する意識が、つまり民主政治というものが残念ながら行き届いていないように思われるのであります。そういう点で、どうも我々が考えます方向について来ないような感じがします。そのためと同時に選挙というようなことが行われますには、いろいろなそこに技術的な問題があるとは思いますが、プリンテッド・ボールトを採用するといつたような方法でこれを行うとすれば、非常に簡便になつていいのでありますけれども、地方の人なんかに聞きますと、意外に、そんな面倒なことは困るというようなことを未だに言われる人さえもあり、意外なくらいに思われるのであります。それをだん／＼に啓発して行く必要が勿論あろうと思ひ

ます併しお話のように、これをいつまでもただ待つておつたのはきりがありません。そこで私どもの委員会上としても、單にこの同時選挙……今回の場合の同時選挙の場合だけではありません。すべての選挙について、一体民主主義になりましてから選挙の数というものは御承知のように非常に多いわけでありまして。これは非常にいいことではありますけれども、又一面からいえば、選挙する人なり、又運動される候補者のかたにも相当御迷惑もあるのでありますから、これが結局或る時期に便利な方向に持つて行くということがどうしても理想的であります。將來これはどうしてもそういつた方面に選挙というものを持つて行くということが、今日最も必要なことであらうと思ひます。そういう点についての研究ということとは、実は委員会としても寄与／＼やつております。

それからなお、御承知でもありますが、政府に設けられております選挙制度調査会というものがございまして、これによつても目下研究しておるような状態であります。それで今度の問題についての御質疑がまあ主たるものであらうと思ひますが、今度の場合なんかにつきまして、今これをすぐに同時に四つの選挙をするということとは、先ほどお話もありましたように、参議院の場合に、できないことではなかつたと言われますが、單に参議院の場合において地方選出と全国選出の區別を知らなかつたということだけに問題があるのでなく、現在の役場あたりの投票場の設備なんか、私ども選挙の場合に行つて見ますという、同時選挙を二つ行つても相当不便なように

町の構造ができております。これを非常に注意しましていろ／＼な方法で分けるようにしておりますけれども、まだこれはすぐには簡便に行くまいと思ひます。そういうような点を考慮しまして、これを四つ一遍にした場合には、これは選挙する人の立場から相当に不便であるばかりでなく、又一方選挙の運動をするほうについても不便ではないか、そういうような点で、できるだけ少い数に分けたい、こういう氣持を持つております。

○石川清一君 先ほど坂東北海道議会議長が、全国都道府県会議長の代表として参考意見を述べられた中にありましたように、九月一日附で以てそれぞれ要請書を出しておる。更に今回もこの意見を持つて来られておるわけでありますが、本案が決定されるまでに、これら県会議長代表の選挙期日に対する要望を相当研究されて、そうしてこの中でどのような形で行くべきが正しかつたかというような結論を出されて、それ〴〵御通知をされたかどうか、又研究をされたかどうか、その点は御通知をされたかどうかその点についてお伺いいたします。そちらへも要請書を出しておられる、こういうふう

に申しておりますから……。

○政府委員(鈴木俊一君) 九月の何で
すか。
○石川清一君 もう一遍申上げます
が、九月一日附で選挙期日に対する要
望書を出した、その理由はお聞きの方
りであります。この決定に当つて、政
府はどの程度これを取り入れたか、取
り入れたとしたら少くも一町村の代表
でなしに、府県会議長の代表であるの
で、これに対する検討をしたかどうか

か、通知をしたかどうかその点をお伺いしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 先ほど坂東議長の仰せになりました御意見は、坂東議長からもじき、私どももお話を伺つておりますし、その際いろ／＼

御高説は拜聴いたしましたのでございますが、政府といたしましては、先刻来いろいろ地方団体の代表のかた々の御意見を十分拜聴いたしました上で、

な法案に到達をいたしたわけでございますが、九月に行いますということは一、一つの理想的な形に將來選挙制度を持つて参ります場合には、会計年度

を飯に四月一日に開始するというような方式に据え置くといたしますと、これは時期としてやはりおおむね適当な時期ではないかと私も考えておる

のであります。ただ差迫つての来春の選挙につきまして、事を限定をして考えますというのと、やはり余りにこの際任期を多く動かしますことも如

何であらうかと考えたのであります。先ほどお話がございましたように、飯に九月にいたしますということに相成りますれば、どうしてもそのような

長い期間、任期も延長しないでそのままにして置くということは、どうして困難でございまするし、そういうような点も考慮いたし、将来やはり一定

ただでなく、各種の住民投票等もできるだけ一緒にやつて、選挙の経費を少くすると共に、選挙人の煩瑣もできるだけ省く、こういう趣旨から申します

れば、將來はそういう形に持つて行くべきであらうと存じまするが、今回の差當つての問題としては、この案に遺

憾ながら入れないような趣意に相成つた次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) 皆さんにお諮りいたしますが、参考人において頂いたかたんに御質問がなければお帰りを願いたいと思いますが……。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(岡本愛祐君) それではこれ
を以て、今日は有難うございました。
では質疑を続行いたします。

質問は、これから始めるのが最初のこ
とでありまして、岡野國務大臣の提案
理由の説明をお聞きし、鈴木さんの御
説明を聞いた後、さありますので、こ

の際いろいろ基本的な問題について岡野国務大臣に質問したのであります。大臣の御出席を要求します。若しも御出席なられないならば本日はこの

程度にとどめて置きたいと思ひます。
○委員長(岡本愛祐君) 今呼びに参ります。

○委員長(岡本愛祐君) お諮りいたします。ちよつとこの法案の審議は中止いたしまして、全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案、これは衆議

院の発議であります。その発議者の提出者の一人である衆議院議員の倉石忠雄君が見えておりますから、その提案理由の説明を聞きたいと思っております。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

る衆議院議員倉石忠雄君の説明を求めます。

○衆議院議員（倉石忠雄君） 只今議題

になりました。全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案の提案者の一人として御説明申し上げたいと存じます。

この委員会は、最初に作られました行政委員会でありまして、その後たまたまの行政委員会ができております。例え公正取引委員会、日銀政策委員会、国家公安委員会というふうな、いろいろな委員会ができておりますが、その後でできた委員会は、大人数が全国選挙管理委員会より少数でございまして、公正取引委員会は七名、日銀政策委員会は七名、国家公安委員会は五名、国鉄管理委員会は五名の委員に一名の特別委員を加えまして、委員長を入れて六名でございまして、運輸審議会が委員長ほか六名、合計七名、その後でできた行政委員会は大体こういう状態でありまして、この委員会の任期の切れ込みを機にいたしまして、大体七名にするのが合理的ではないかということが一つの意見でありまして、もう一つは、御承知のように只今の国の財政の状態のできる限り行政整理をするほうがいという建前から九名を七名にしたい、こういうことでありまして、衆議院におきましては、各党が御相談をいたしまして、大体全部了解を得ましたので、提案をいたしました次第であります。どうぞ御審議の上、御賛成を願いたいと存じます。

○委員長(岡本愛祐君) 今の趣旨説明に御質問ございませんか。

○小笠原三男君 何も質問しませんと恰好が悪いので質問します。今の二つの理由からしますと、大衆失礼ですが、七名とするということで、二名削つたという理由はどうも納得できない。

い。五名でもよければ四名でもよいような理由にも聞えるわけなのでありますが、その仕事の内容によつてこういう委員の数を考えて行くということが私は正しいのではないかと思います。選挙管理委員会の性質に鑑みて七名が適当だとされる理由があつたら一つ伺いたいと思います。

それから一人いなくなれば日本国家の財源節約ができるという点はどうも納得ができない点でしてどうしてもやはり、他の委員会が一般的に人数が少いのだから、これも形式上削れというふうな点ではなくして、仕事の性質、内容によつて七名でよしとする根拠について一つ御説明をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(倉石忠雄君) お答えいたします。仕事の内容のことは誠にその通りでございまして、私も決してこの全国選挙管理委員会がひまだから、人数を減らすほうがよいということを考えるわけではないのでありまして、ただ併し御承知のように、今私が例を挙げましたほかの行政委員会は非常に忙がしいものが多いのですが、やはり最大限度七名で優にやつております。私は何名が最も合理的かということとは、これは基準を算定するのはむずかしいと思うのでありますが、私も七名で間に合う、殊に今二名を削ることによつて国の財政にどのくらい影響があるかというお話であります。誠にそれだけ考えましたならば御尤もなことでありますが、我々はあらゆる角度からやはり国の支出はできるだけ、若しセーブできるならばしたほうがよいのではないかと、そういう考えであります。必ずしも管理委員会がひまだと

申すわけではないので、その点は一つ御了承願いたいと思います。

○小笠原三男君 よくわかつた次第ですが、この法案は議員提出になつておりますが、政府側の見解をこの際お伺いして置きたいと思ひます。

○政府委員(長世吉君) 議員提出で私も研究しておりません。細かいことは申し上げようもないのでありますが、ただ私どもの立場から考えて、全国選挙管理委員会の人数を云々ということになれば、つまりそれで運営ができるかどうか、こういう問題について申し上げますと、そこから考えますと今九人でやつておりますのに、例えば府県別に分けるといふような分担方法をきめるわけではないのですから、そういうところから考えますと非常に少なければ……、まあ九人であるものが七人になつても支障があるかという支障があるとは考えられない、こういうふうなことを考えております。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございませんか。……では伺います。……たしか九人の委員を選びますに当りまして、各会派の推薦のかたがあるわけですね。で、今まではたしか自由党が二、社会党が三、民主党が三、緑風会が一、そういうことになつておるのですが、今度七人になりますとどういふふうになりますか、それを伺いた

○衆議院議員(倉石忠雄君) お答えいたします。只今の政界の分野で申し上げますと、現行法のまま選挙直しますという、自由党が五、民主党が一、社会党が一、緑風会が一、無所属が一、こうなります。そこで現在の、十二月一日現在の議員数でそれを

按分して、今度の改正法で選出いたしますという、自由党が一人減りました、四、民主党、社会党、緑風会は異常なし、無所属は一人減ります。こういう按分でございます。

○竹中七郎君 そうしますという、提案者は今の分野をどういふふうにお考えになりますか。各政党の配分というものは……。

○衆議院議員(倉石忠雄君) どういふふうにお考えかと申されても困るのでありますが、要するに減りますところは自由党と無所属、私どものほうでは小会派と申しておりますが、小会派側が一名減るといふだけでありまして、その運営のことにつきましては、只今委員長からお話になりました通りに私も考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問でございます。……この全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案、これは今日は打切つて置きます。

○委員長(岡本愛祐君) 中止前に引続きまして岡野国務大臣が見えましたから、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の審議を再び行います。

○小笠原三男君 その前に委員長に伺つて置きますが、どの程度の時間でおやりになる御予定になつておられますか。

○委員長(岡本愛祐君) 皆さんの御意見できまいますが、御質問を続けて行きたいと思ひます。まだ六時頃までどうですか。

○小笠原三男君 では六時頃までに終る程度に……。この法案は臨時特例に関する法律といふふうにあります、これは来年の選挙時期、一回だけの法律だということになつておるわけですが、結果としてはこれは恒久的な措置ではないかということを私たちは考えるわけですね。と申しますのは、任期が選挙の日から四年といふふうになつておりますから、次の選挙の場合もやはり順序としては改正される法律通りに議員の選挙が先で、長の選挙があつたことになるというのが大部分ではないか、それは無論当然その期間中に補欠選挙、或いは解散に基づく選挙等々があつて、それが一般の問題としては、そういうふうなことになるはずはないかということを考えるのですが、この点如何お考えになつておられるか、ちよつとお伺いいたします。

○国務大臣(岡野清彦君) 只今の御質問は、臨時特例であるけれども恒久的になるというふうな、実質上なるだらう……法律といたしましては特例法でございますから、お説の通り臨時で来年のことだけになります、その後にはやはり任期がそうなつて参りますから、自然に補欠選挙したり何かするものが将来出てきて、いろいろ「ジグザグ」になるかと思ひますけれども、大体の行き方はそうなつて来ることは事実でございます。

○小笠原三男君 そこで基本的には議員の選挙を先にし、長の選挙をあとにするという手続は、臨時的なものではないのである。非常に重大な要素を含んでおるといふふうに私たちは思うのですが、その点について質問を進めたいのですが、その前に技術的な問題として、先ほど参考人である地方の首長のかたへは、選挙日までの任期

延長を主張しておつたわけで、空白になることが、地方自治体の運営上非常に困るというのであつたのですが、どういふ理由でこの任期を延長されるのであるか、お伺いしたい。

○國務大臣(岡野清濤君) 一、二、のことはやはり空白になるから任期を延長したらいだらうという御意見もあつたのでございます。ところが又一面非常に有力な御意見としまして、任期を延長するというになれば、現任の首長に非常な特権を特に賦與するといふようなことにもなるか、或いは現職であるのは現職中に選挙ができるようなことになつておりま

すけれども、その点におきましてやり役所の自動車を使つてどうするか、いふ何とか、特別に自分自身の地位を利用して事前に選挙運動をやつたりなんかするといふような弊害が却つて除かれるから、選挙期日を延ばれば任期は延長しないでいいのじやないかといふような御意見も多数ございまして、それで結局どういふことになつたわけでございます。

○小笠原二三男君 その自動車を使うとか何とかといふことは、これは参議院選挙と、或いは知事選挙等において政党に所属する國務大臣こそは多く使つておるのを私たちは現実に見ておるのですが、そのほうはかまわんで置いて、地方のものだけはそうするといふことではどうもこれはおかしい。少くともアメリカの大統領の選挙であらうが何であらうが、どういふふうになつておるか私ははつきり知りませんけれども、現職で次の選挙に臨むという場合の選挙のやり方が多いのじやないか、そういう一、二の弊害的なものを

除去するために、五十数日という地方自治の運営に支障を来たし、地方住民に迷惑をかけるというふうなことであつていいのかどうかと思われるので、まさか自動車問題ばかりではないわけですから、岡野國務大臣の明快な理由の説明をもう一度お願いしたい。

〔委員長退席、理事堀末治君委員長席に着く〕

○國務大臣(岡野清濤君) これは先ほど申し上げましたように選挙の期日を延ばしますといふと、その空白時代がある。そのときに空白な間に一体事務が滞滞しはせんかといふような懸念も初め考えられたのでありますけれども、事実やめてそうして補欠選挙をするといふような場合でも、やはり空白な時代が五十日ぐらゐは出て来るわけなんですから、そのときにはやはり副知事とか助役とかといふものが職制上事務を執るといふこと、又副知事助役が共にやめた時には又一番上席の役人がその代理をしてやるといふようなことになつておりました。そうしてまあ私どもの考えといたしましては、普通の場合におきまして、やめて、それから告示をしてそれから選挙をするという場合には、相当の長い期間空白期間があることを公職選挙法でもちゃんと認めておるのであります。この際は一つその例に倣つて特に任期を延長したといふようなことで、その現職の人に特別の利益と申しますか、そういうことを與えるといふことも面白くないし、又四年間という期限で住民は選挙をしておるものを、国の一本の法律で、住民の意思に反してそうして任期を延長するといふことも、これも考えなければならぬ。こういうふうな考

え

えは任期を延長しない。こういうことには次第であります。

○小笠原二三男君 この来年の四、五月といふものが当初の暫定予算を作つたばかりのときであつて、この財政収入その他の問題で、非常に問題の多い時期ではないかと私は思ふのであります。その際に先ほど町村会代表の白鳥さんの言われた理由の中にもありましたが、助役等の任期も切れまうしたに、大部分のものはやめ、そうして上席の吏員が町村政を執り、或いは副知事が知事と一緒にやめる場合は総務部長が一切の処理を約二カ月近い間やる。こういうことになつて来ますと、その地方の住民の意思に反する方法を以て任期を延長させることは如何かといふ点が論争の分れ目になる点であるかと思ふのですが、私の考えを以てすれば、後者の意見、即ち實際上責任のない者は責任を負わぬ、いわゆる今度の地方公務員法が通れば、単なる一般職の地方公務員に二カ月間も公共団体の運用を委ねるといふことは誠に不届きではないか、不都合ではないかといふ点を思ふのですが、岡野國務大臣がそういうことであれば、これは又別途の機会を以て再度質問申上げたといふことを考えます。

次にもう一つ、ついでに選挙の順序についてであります。選挙の順序が長と議員とがひつくり返しになるというところは、立候補者及ぼすのではないかと私は重大な影響を及ぼすのではないかと思ふのであります。即ち最初の選挙でどういふ党派、会派が多く当選者を出したかといふことがその後の長の選挙に心理的には直ちに影響して来ると、これは先ほどの各地方の長のかた

もそういう点に触れておつたのであります。そういうことになれば、その長のかたんの言うように、実質的には間接選挙的な形で長が選ばれるといふような結果が大であるといふふうにも考えられる。それでどうしてひつくり返したかという点は、大体先ほどの政府委員の御説明ですと、このポル令によつて戦争中の長が或る期間公共団体の長となることを定められておつた、それが四月五日頃か或いは十五日頃から立候補もでき得るようになつて来る。そうして立候補して十分選挙活動ができるように五月の二十日のほうに地方の選挙を持つて行つたのだといふような御説明に承つたのであります。一部少数者のためにそういう措置をとられるといふことだけは、大きな理由にはなるといふふうに聞いて置くほうが正しいかと思ふのであります。従つて結論としては、どうしてひつくり返したかといふことをお伺したい。

而もこの選挙期日の変更の問題は、単に技術的な問題ではなくて政府與党が国会終了後十分なる選挙応援等のなし得る時期を選ぶほうが自覚に有利であるといふようなことできめたやに、政治的な意図のあつたやの、やのと言つて置きます。(笑聲)あつたやの噂が巷間伝えられておるわけでありまして、この際そういう点をも勘案して岡野大臣の御答弁を求めます。

○國務大臣(岡野清濤君) お答え申上げます。その前にお抜きをなさつた点についてちよつと触れて置きたいと思ひます。副知事とか助役とかいふものが市長と同時に任期が来るというところに大体現実の状況としてはなつてい

ないものであります。と申しますことは、副知事助役ができませんのには、あの當時知事ができましてそれから後に副知事を任命するのでございますが、この前の選挙のときに、あとの議会といふものの成立が遅れましたので、それから、大体において五月の初旬乃至中旬頃までに県議会、それから市町村議会ができたものであります。その承認を得なければ副知事、助役といふものができないのでございますから、それを得てやつておりましたので、大体において知事、副知事、それから市町村長、助役といふものは、その副知事助役のほうからずつと一カ月ぐらゐ遅れておるわけでございます。ですから同時に任期が来ると思召すならば、これは事実上反しておるのでございますから、まあ大体混乱を防ぐといふ考えでございます。

それから次に追放者であつた者が立候補できるかといふふうなことですが、これはお説の通りです。それが唯一の理由で延ばしたわけではございません。併しそういうふうな利益も伴いますといふことを申上げて置きます。

それからもう一つ、政府與党が選挙に非常に没頭できるからというやうなことを仰せになりましたが、これは機会均等でございます。政府與党が案になるときは、やはりあなたがたも案になる時期にあるのでございます。極く率直に申上げますれば、議院が済んでしまつてからやつたほうがいいのではないかといふやうな説もあつたのでありますけれども、まあ併しできるだけ現状を維持してそうして財政、予算を組む時期に、余り選挙に混乱を来たさないやうにというのが一番根本の趣旨でございます。それで選挙期日を延

えようとしたものでございます。でございませうから、まあ動かさずに置ければ議員の選挙というものは動かさずに、そうして首長だけを変えて置けばこれで混乱も防げるし、そうして同時に選挙の期日を大幅に動かさなくてもいいという意味で首長の選挙を先に延ばすというようにしたわけでございます。別に他意はないわけでございますから御了承願ひたいと思ひます。

○小笠原三男君 先ほど助役、副知事等の問題ですが、現実的にそういう場合が多いというのは、先ほどの参事人の御発言のうちにあつたわけですが、それで私承知の上で御質問申上げておつた次第であります。而も変更かも知れない長に任命され、その長の政策実現のための協力者となつてゐる副知事、或いは助役等は、例えば現実的に県政或いは町村政にその期間携つてゐるとしても、その後の選挙如何によつてはどうなるかわからんという問題もあつて、これは十分本氣になつて年度の当初の計画を遂行して行くというやうなことがなく、或いは又自分の長が再出馬した場合にその応援などというやうなことで非常に忙がしいと思ひます。どうしてでもそれぎりでは問題は解決しないのじやないかと私は思つております。先ずそれはそれとして首長があつたに議員が先に選挙されたというところになつた理由はさまざま伺つたが、では逆に裏返しにしてお聞きしますが、現行法のままで、そのままで延期するということはどうして不都合があるかという点についてお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清素君) 現行法のままで延期するということになりますと、もう一方とも動かさなければならぬ。こういうことになりませうから、選挙技術上、まあ選挙技術上よりは現行法を尊重してできる限りの小範囲において期日を変更したらどうかということでは腹になつた次第であります。○小笠原三男君 現行法を尊重したというところですが、現行法を尊重したならば、先ほど、当初質問しましたものが、この臨時的な措置が恒久的な措置と事実としてはなるといふ点をお認めになるのは、少しも現行法の尊重ではない。一方は尊重して置いて、一方は将来恒久的な現行法に矛盾する立場をそのまま見逃すといふことはどうも納得が行かない。そこで真に一回限りの臨時措置であるとするれば、両方動いてもかまわぬのじやないか。而も四月二十九日なり、それに近い日を取つて首長の選挙なら選挙をやつて行くといふことになれば、地方住民はただ二度やられるといふことが大事なことであつて、時期が四月二十九日は議員の選挙でなければならぬという住民の意思はどこにもないであらうと思ひます。一方を尊重し、一方を現行法に対して将来に亘つて矛盾を孕むという結果を来したことに對しては納得できないので、もう一度御答弁を願ひたい。

○國務大臣(岡野清素君) お答えいたします。選挙のことに余り没頭し過ぎたものでございませう。こういうことになつたのですが、併し最小限度において期日を動かすといふことが関係方面の指示でもございませう。でございませうから結局議員の選挙をそのまゝに置いて行かう、二十九日にして置かう、それから首長の選挙を変える。そのういたしますと首長の選挙を仮に四月二十五、六日頃にするといふことになりましたと、これには非常に又支障が起る点がありまして、そうして議員選挙が済んだ後に一月くらいという希望もあつたのでございませうが、決選投票も要りますので、そうして五月二十日前後にまあきめたわけでございます。○小笠原三男君 あとは技術的な部分の質問なんです。本日はこの程度にしたいのですが、最後に一つ、そういう考え方であるならば、なぜ同時選挙とかいふ方法を考えなかつたのか、これはあと／＼にもいろいろかきわけて出て来る問題ですから、この際總結的に答弁を願ひたいと思ひます。○國務大臣(岡野清素君) これは一番理想としてしまつては同時がいいのです。我々も初め素人考えで同時にしたらどうかといふことを考えて見たのです。ところが技術的に非常な混乱を起し、同時に住民が正確なる投票をし得ないやうな情勢もありやせんかといふことが、選挙管理委員会の方の御意見でございまして、どうしてもこれはやはり分けなさいやらないといふことになつたわけでありませう。我々の希望といつたしましては同時にする、小笠原さんの御説の通りには実現したかつたのでありますけれども、技術的にそれといふのは今の日本の住民の段階並びに選挙の公正を期するといふためには、技術的にむづかしいと、こういうやうな選挙管理委員会、即ち専門的な立場から御意見が出たものでございませうから、それで二つに分けたわけでございます。

○小笠原三男君 ほかの委員も質問があるやうですから、あとは後日に譲ります。

○石川清一君 先ほど次長さんの説明の中にもありましたが、ポル令による四年の開市町村長に立候補できない追放者のためにといふやうな言葉がありました。今日までの日本の情勢から見ましたら、追放の指令を受けた一万九千名の人を解除されておるのであります。これを考えましたら、いまま一年有余町村長を終戦後しただけの人を救済をしまして、同じやうな形で選挙されるやうな方法がとれたのではなからうか、あえて期日を延長しなくてもとれたのではないかと、こう思われます。この点について政府は同じやうな追放解除者のことを考えたかどうか、向うさんに交渉したかどうかお伺ひいたします。

〔理事堀末治君退席、委員長着席〕

○政府委員(鈴木俊一君) 二十一年のポル令によります市町村長の立候補禁止に関する件でございませうが、これに關しましては、当初の趣旨が一任期開市町村長になることを考慮してもらいたい、こういう趣旨でございまして、追放といふこととは趣旨が違つておつたのであります。要するに戦争前から市町村長であつた者が追放條項に該当すればこれは当然追放者になるわけでありませうが、何ら追放の基準に該当しない、従つて別にどうしようといふことではないわけでありませうけれども、ただ戦時中や一市町村の長として地方行政にあつておつた責任者であれば、一々今度は遠慮してもらいたい、こういうのが当初の趣旨でございまして、御説のやうに一任期間といふやうな制限をはずすといふことも一つの方法ではございませうけれども、もうやがて間もなくの問題でございませう。

るし、殊に公職選挙法以前の従来の地方自治法の選挙制度においては、こういうやうな事前選挙の制度が原則的に強制せられておらなかつたものでございませうから、従つて当然に出れるやうな建前にもなつておつたわけでございます。ところが公職選挙法におきましては、任期満了の選挙は事前選挙の原則を強制する建前になつておりましたので、そこで今回はやはりその時期がぶつつからないやうに立法上配慮する必要がありますといふことでやつたわけでございます。殊にこの追放の關係でございませうが、追放の基準自身を変更したわけではないのでございまして、立候補禁止のボツダム勅令自身を廃止することかといふやうなことにつきましては、やはり相当の對關係方面との間では問題があるやうな考え方をおつたわけでありまして、そういう点の措置は政府においては特にとらなかつた次第であります。

○石川清一君 非常に今の答弁を見ましても、單に今度の選挙期日延長が、只今政府から聞きましたのは詭弁であつて、真剣に終戦後市町村長に立つたことを考慮された人のことを考えました場合には、すでに早く除かれる措置がとられるやうな國際情勢になつておつたのでありまして、このことに對しては非常に私は遺憾に存してあります。

次にお尋ね申上げたのは、大臣は選挙運動の点を非常に大きく取上げられて、期日の延長の説明をされたやうであります。地方の自治体の首長が行政的な面、今年の予算の成立、平衡交付金の現況から見まして、事業の繰延べ、大体二月月しなければいかんといふ

いうような状況に追込まれておると思
います。こういうような点が二十六年
度の当初においては、非常に多く起つ
て来るのではないかと考えております
が、行政的な面のはうが選挙の面より
も、つと大きい圧力、影響を市町村に
及ぼすのではないかと、こういうように
考えておりますが、この比重について
も、科学的な資料を今まで随分作られ
ておる自治庁はお考えになつたかどう
か、お尋ねいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 年度の切換
えのときに、次年度の通常予算の編成
の時期に当りまして選挙を行い、そう
して知事、市町村長或いは議員が更新
するということは、一般論といたしま
しては確かに好ましくないことではご
ざいます。そこでこの法案におきまし
ては、要するにそういう予算編成審議の
時期と選挙運動の時期とを切り離しま
して、各種の意見の結果到達いたしま
したとしましては、これを繰上げるこ
とは適當でないということになりまし
たので、繰下げて、そういう時期を避
ける時期において選挙を行うこととい
いたしたわけでございますが、今の予算
の問題といたしましては、大体知事、
市町村長の考え方によつてそれだけ違
つて来ると存じますけれども、暫定予
算を二月乃至三月編成いたしまし
て、そしてあとと新しく出て来る
知事、市町村長に頼む、こういう方式
をとるものもございましょうし、或いは
その予算は編成いたしますけれども、
骨格的な義務的な経費だけを計上いた
しまして、要するに何ら新しい施策
を盛り込んでいない、そういう予算を
編成をして、それからあとは次の新ら
しい人に任せる、追加更正をしてもら

う、こういう立場で編成をされる知
事、市町村長もおりましようし、或い
はもうそんなことはかまわずに、とに
かく法律上は次の通常予算を編成する
権限が自分にあるからということ、で、
大いに新たな経緯を盛り込んで予算
を編成する知事、市町村長もあるかも
知れません。これはいづれも現行制度
上は可能でございます。それはおのず
から知事、市町村長の良識に待つより
ほか仕方がありませんが、仮にそうい
う形で骨格予算なり暫定予算なり又は
通常の予算が編成された場合におきま
しては、爾後において新しい知事、
市町村長が選挙されて、その地位に就
きました場合は、それだけ暫定予算の
場合には自己の施策を盛り込む、骨格
予算の場合にはこれを追加更正する、又
その予算を前任者が組みました場合に
は、これを自己の施策に合うように追
加更正するということが可能でござい
ますので、多少の困難はあるでござい
ますけれども、そういうようなこと
によつて一応処理ができるように考
へたのであります。

○石川清一君 只今の説明を聞きます
という、選挙期日の繰下げは、これ
は止むを得ないといつたしまして、知
事の任期を現在のままにして置いて空
白に大体五十四日することが、最も地
方自治体にとつては好ましいことだと
いうように受取れますが、これで差支
へございませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 選挙の期日
を繰下げますことが最も好ましいこ
とであるという意味で申上げたわけ
ではないのでございまして、現在の建前
から申しまして、選挙期日を繰上げるか
繰下げるかいたさなければ、今の予算

編成の審議の時期と選挙運動の時期が
重複することを避けることができません
ので、いづれかにやらなければなら
ない。ところが繰上げをいたしました
という、これはやはり事前に任期を
打ち切らねば、任期はそのまま存
続することになります。やはり
新任の知事、市町村長或いは議員と、
任期が終るまで在任いたしました現任
の知事、市町村長、議員とが、両者併
存することになります。これはやは
り地方政治の上からいって最も好まし
くない結果になるであらう、のみなら
ず、古いものは結局においてその地位
にとどまることができなくなりまし
て、みづから任期の利益を放棄せざる
を得なくなるといふことは、結果にお
いて任期を途中でぶつた切つたとい
うようなことにもなりますので、どう
もそういうことは適當でないのではな
いか、こういう結論に到達いたしまし
たので、結局繰下げるよりほか途なし
と、かやうになつたのであります。

○相馬助治君 一点お尋ねして置きた
いと思ひます。十二月六日附の議院新
聞を見ますと、政府は更に地方公共
団体の議員及び長の選挙期日をなお二
十日間くらい延期する考えがあるとい
ふ意味の記事がございまして、事実
でございまして、か、お伺ひいたしま
す。

○國務大臣(岡野清一君) お答え申上
げます。只今の新聞記事は私は読みま
したけれども、私がちつとも関知しな
い、又政府はそういう考えを持つてい
ない記事でございまして、さう御
了承願ひしたいと思います。

○相馬助治君 わかりました。
○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問

ございせんか。
〔なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡本愛祐君) それでは本日
はこの程度で散会することに御異議ご
ざいせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) なお明日の予
定であります。お打合せして置きた
いと思ひます。連合委員会を十時から
いたしますが、まだ質問通告者が多く
ありまして、とても一応の予定の午前
中に済みません。成るべく重複を避け
てもらつて注意いたします。簡
単にお願ひいたしますが、文部委員長
にも連絡をとつて、成るべく重複質問
はやめてもらいたい、なるべく簡単に
してもらいたい、なるべく簡単に置
きますので皆さんの会派のかたへに
もどうかその旨をよくお伝え願ひたい
と思ひます。

○小笠原三三男君 明日の日程は、そ
ういふ方向で行くことは異議ないわけ
であります。明日日本会議が一応ある
ように公報に出ると思ひますが、議運
で決定しましたから、さうします
と或いは当委員会できめました決議案
は、審査省略ですから、本会議に上程
されるかと思ひますが、そのときだけ
は、我々委員会は責任者でありますか
ら、ちよつと休憩してでも、議場に入
れる余裕を頂きたいと思ひます。御考
慮願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕
○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め
て。これにて散会いたします。
午後六時三分散会

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
竹中 七郎君

委員

石村 幸作君
高橋進太郎君
安井 謙君
小笠原三三男君
相馬 助治君
中田 吉雄君
西郷吉之助君
石川 清一君
倉石 忠雄君

衆議院議員

國務大臣

岡野 清一君

政府委員

全國選挙管理
委員会委員

長 世吉君
鈴木 俊一君

地方自治庁次長

参考人

全國知事会
事務局局長

大迫 元繁君

宇都宮市長

佐藤和三郎君

津田沼町長

白鳥義三郎君

北海道議會議長

坂東秀太郎君

横浜市議
会副議長

小杉 芳蔵君